

ヨーロッパにおける社会的排除概念 ポストコロニアルな議論との関連において

宮 崎 理

ヨーロッパにおける社会的排除概念 ポストコロニアルな議論との関連において

The Concept of Social Exclusion in Europe Relating It to Postcolonial Discussions

宮 崎 理

1. はじめに

社会的排除は、20世紀後半以降、ヨーロッパの社会政策を基礎付けてきたタームである。欧州委員会が、1992年に発表した、『連帯の欧州を目指して：社会的排除に対する闘いを強め、統合を促す』という文書では、社会的排除を克服し、社会的包摂（Social inclusion）を達成することが、ヨーロッパ全体の政策課題として掲げられた。この文書では、社会的排除の概念は、「もっぱら所得を指すものとしてあまりにもしばしば理解されている貧困概念よりも明確に、社会的な統合とアイデンティティの構成要素となる実践と権利から個人や集団が排除されていくメカニズム、あるいは社会的な交流への参加から個人と集団が排除されていくメカニズムの有する多層的な性質を浮き彫りにする」と定義付けられ、社会的排除を克服し、社会的包摂を達成するためには、「包括的で整合的な政策アプローチ（a comprehensive and coordinated policy approach）」が必要であると述べられている（European Commission 1992）。現在、各国のレベルにおいてだけでなく、ヨーロッパ全体のレベルにおいて、社会政策は、社会的排除との闘いにターゲットをあてている。

しかし、ヨーロッパにおける社会的排除と

闘う社会政策に対しては、いくつかの疑問が呈されている。オブライエンとペンナは、「ヨーロッパの社会政策についての支配的な議論は、労働市場と福祉国家のインスティテューションを、『統合的』なメカニズムであり『包含的』な場所として解釈しているにもかかわらず、それらが同時に『非統合的』であり、『非包含的』であるのではないか」という重要な疑問を放置してきた」と指摘している（O'Brien and Penna 2008：85）。ここで問題とされているのは、包摂政策の不足ではない。社会的排除との闘いとして、労働市場への包摂をはじめとした社会政策が存在するにも関わらず排除が生じている現状を前に、労働市場や福祉国家が持つ根本的な問題を論じることの必要性が提起されているのである。

こうした指摘は、ポスト構造主義学者とポストコロニアル学者たちを中心になされているものである。ポスト構造主義とは、主体の脱中心化や、本質主義批判、近代が前提としてきた進歩史観への批判などという構築主義のエッセンスを批判的に継承している思想潮流を指すものである。ポスト構造主義は、明確な定義や理論体系を持たないが、構築主義が「構造」を静態的で閉鎖的なものとして捉えようとしたことに対する鋭い批判が込められており、「構造」を動的で開放的なもの

として捉えようとするものである。理論的には、脱構築、フェミニズム、ポストモダニズムなど多岐にわたる。ポストコロニアリズムとは、形式的な植民地支配が終結した段階であるにも関わらず、植民地的状況が非形式的なものとして存続しており、支配／被支配的、搾取／被搾取的、抑圧／被抑圧的な諸関係が構造的に再生産され続けている様を明らかにする概念である。これは、植民地主義を、特定の地理的・時間的に制約されたものとしてではなく、「帝国主義的姿勢 (imperial attitude)」としてとらえる視座である (Said = 1998:53)。「ポスト」という接頭語には、「一般の意識においては過去とみなされているながら現代の社会性や意識を深く規定している構造、それをどう考えるのか、それとどう向き合っていくべきかという問題提起」が含まれている (鶴飼 1998:42)。

日本に先んじて、社会的排除の克服が政策ターゲットとなってきたヨーロッパにおいて、なぜこのような議論が生じているのだろうか。そこでは、なにが問題とされているのであろうか。それらを明らかにすることで、今後ますます社会的排除への注目が高まるであろう日本における社会福祉の研究と政策にとって、有益な知見が得られるのではないだろうか。

以上の背景と問題意識に基づき、本稿では、現在のヨーロッパにおける社会的排除と闘う政策の問題点を、ポストコロニアルなものとして明らかにし、そこから得られる知見を提示することを目的とする。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、社会的排除というタームが、ヨーロッパにおいて生まれた背景と、その後、社会的排除との闘いが政策のターゲットとして広がっていった過程を概観する。つぎに、社会的排除の概念的な特徴を、貧困や剥奪といった類似概念との比較を中心に整理する。さらに、社会的排除との闘いをターゲットとして、どの

ような社会政策が展開されてきたのか、そして、それによって福祉国家がどのように変容してきたのかを考察する。その上で、現在のヨーロッパにおける社会的排除と闘う政策を、ポストコロニアルな問題として指摘したもの—特にオブライエンとペンナによる議論 (O'Brien and Penna 2008) を中心に一を検討し、そこから得られる知見を提示する。

2. 社会的排除概念の背景

2-1 社会的排除というタームの登場

ヨーロッパにおいて、社会的排除というタームが注目されるようになったのは、1974年に、フランスのルネ・ルノワール (René Lenoir) が、『排除されたもの、十人のフランス人のうちの一人 (Les Exclus : un Français sur dix)』という著作の中でその言葉を用いてからである。ルノワールが、社会的に排除された人びととして取り上げたのは、精神障害者や身体障害者、自殺願望の人びと、高齢の病人たち、虐待を受けた子どもたち、薬物依存症者たち、犯罪者たち、ひとり親たち、複数の問題を抱える世帯、マージナルな人びと、非社交的な人びと、そして、他の「社会的不適合者たち」であった。彼は、そうした人びとはフランス国民の10%に上ると指摘した (Silver 1994:532)。当時、排除は、「経済成長と福祉国家の恩恵が届かない人びと」の問題として語られていたのである (福原 2007:12)。

社会的排除が、今日的な意味において用いられるようになったのは、1980年代以降である。当時、「福祉国家の危機 (The Welfare State in Crisis)」¹ が論じられつつあったが、その背景には、グローバリゼーションの進行とポスト工業社会への移行という大規模な社会的・経済的な変容があった (岩田 2008:32-34)。ペーリスとスミスによると、グローバリゼーションとは「多くの社会関係が地理

的な領土から相対的に切り離されて、人びとの生活がますます一つの場所であるような世界で営まれるようになるプロセス」のことを指す (Baylis and Smith 2001 : 15)。世界全体が一つの市場のようになる過程において、企業の経済活動は一国内部では完結しなくなり、厳しい国際競争にさらされるようになった。それに伴い、福祉国家の「ケインズ主義的コンセンサス」が基盤としていた、インフレーションを伴わない需要主導の一国内での経済成長は不可能となったのである (Andersen =2003 : 4)

ポスト工業化の進行は、大きな雇用変動をもたらした。ポスト工業社会では、専門的・高技能職が優遇される一方で、不熟練低技能労働の需要は低賃金に依存し、非正規的で不安定な仕事が増えるようになった。その結果、中核労働と周辺労働という二極分化が進展したのである (Andersen =2003 : 12)。

経済成長の漸次化に伴う労働市場と雇用状況の変化は、しばしばフォーディズムからポスト・フォーディズムへの移行として説明される。この変化の定義に関しては、各論者によって多少の違いはあるが、ハートとネグリによる「工場労働者に見られるような安定した長期的雇用を特徴とする経済から、フレキシブルで移動性が高く不安定な労働関係を特徴とする経済への移行」という説明が、概ね一般的なものであろう (Hardt and Negri =2005 : 上巻190)。フォーディズムからポスト・フォーディズムへの移行は、「同化と統合」を基調とする包摂社会から、「分離と排除」を基調とする排除型社会への移行である (Young =2007 : 30)。完全雇用が崩壊することで、雇用されていることを前提として設計されていた年金保険、医療保険などの福祉国家の制度からこぼれ落ちる人びとが増加した。

こうした新たに生じた社会問題を語るものとして、社会的排除というタームは発達して

いった。次第に、排除の意味は、社会的紐帯の不安定性の増大に関するものとして拡大され始めた。長期的な失業のみならず、家庭の不安定性、単身者世帯、社会的孤立、労働組合・労働市場・労働者階級の近隣集団・社会的ネットワークに基盤を持つ階級的連帯の衰退などの結果も含まれるようになったのである (Silver 1994 : 533)。つまり、経済的問題を超えて、人びとの社会生活からの排除の問題として取り上げられるようになったのである。

今日、社会的排除というタームは、さらに広い意味合いで用いられている。フランスでは、ゼノフォビア²や、移民たちの権利を制限すること、彼／彼女たちの権利へのあからさまな政治的攻撃の高まりなども含まれている (Ottmann 2010 : 25)。

2-2 ヨーロッパの社会政策における焦点化

フランスの社会政策の中で注目されていた社会的排除の概念は、次第にヨーロッパ全体に波及していった。1989年、社会的排除のタームは、欧州社会憲章の序文に盛り込まれた。そこでは、「連帯の精神から見れば社会的排除と闘うことは重要である」と指摘された (European Commission 1989)。

社会的排除との闘いが共通の課題となると、EUは、社会的排除の現状の把握に乗り出した。1994年からは、欧州共同体の統計事務所 (Eurostat) が、「ヨーロッパ共同体世帯パネル (ECHP)」を開始した。これは、社会的排除に関する初めての大規模調査である。この調査では、所得状況や基本ニーズのみならず、住居・教育・労働市場・健康・社会関係・社会参加など多面的指標が採用された。社会的排除は、所得、労働市場における地位、金銭以外の社会的指標という3要素の組合せとして理解されるようになったのである (Ottmann 2010 : 27)。

調査が実施されるようになると、EUレベ

表1 貧困、剥奪、社会的排除の概念的な主な特徴

	貧困	剥奪	社会的排除
要因	・一次的	・多次的	・多次的
充足されるべきもの	・生存のために必要な最低限のニーズ	・生存のために必要な最低限のニーズ ・標準的な生活のために必要なニーズ	・生存のために必要な最低限のニーズ ・標準的な生活のために必要なニーズ ・社会的参加
問題の位置づけ	・分配の問題	・分配の問題	・分配の問題 ・関係性の問題
焦点	・静態的な結果	・静態的な結果	・動態的な過程
対象	・個人 ・家庭	・個人 ・家庭	・個人 ・家庭 ・コミュニティ

Barnes (2005: 16) をもとに筆者作成。

ルでの社会的包摂政策の方向性が提示されるようになっていった。1997年に調印された「アムステルダム条約」の136条では、「高水準の雇用の継続と社会的排除の撲滅のための人的資源の開発」が、137条では、「労働市場から排除された人々を労働市場へ統合する」ことがEUとその加盟国の共通目標として掲げられた。これらの目標を達成するための施策は、加盟国政府による「貧困と社会的排除に抗するナショナル・アクション・プラン」の作成とその検証というかたちで具体化されていったのである（小玉ほか 2003: 6-7）。

2000年3月、リスボン欧州理事会では、EUの新しい戦略目標が設定された。それは、「より多くのより良い仕事とより高い社会的結束とを伴う持続可能な経済成長を達成しうる、最も競争力に富み、最もダイナミックな知識依存型経済」の実現を謳ったものであった。社会的排除との闘いは、その目標を達成するための方策の一つとして位置づけられた（小玉ほか 2003: 9）。

このように、社会的排除の克服は、ヨーロッパ共通の政策課題として主要な位置を占めるようになった。社会的排除を克服するためには労働市場への包摂が政策の中に位置付けられてきたが、それは経済成長の達成という目的も併せ持っていたということに注目しておく必要があるだろう。

3. 「社会的排除」の概念的特徴

ヨーロッパの研究アジェンダは、アングロサクソン諸国と大陸ヨーロッパの間において、異なる発展を遂げてきた。貧困の研究は、アングロサクソン諸国において主流であったのに対し、社会的排除の研究は、大陸ヨーロッパで積極的に行われてきた（O'Brien and Penna 2008）。

社会的排除の概念的特徴は、近接概念との比較において見ることができる。バーンズ（2005: 16）は、社会的排除と貧困、剥奪それぞれの概念的差異を整理している（図表1）³。社会的排除と貧困の最も大きな差異は、貧困が、所得という経済的な不足のみに焦点をあてているのに対し、社会的排除は、経済的な指標に加えて、剥奪で焦点があてられている標準的な生活のための資源の不足、さらには社会的な参加に焦点をあてているという点である。そして、貧困の要因は一次的なものとして捉えられるのに対し、社会的排除の要因は、さまざまな事柄が絡み合った多次的なものとして把握されるのである。貧困も剥奪も同様に分配の問題として捉えられるが、社会的排除は分配の問題であると同時に、関係性の問題として捉えられる。ここでいう関係性とは、ルームが述べるように、「人びとの中のいくつかのグループが、ソーシャル・

シチズンシップの現代的概念を具現化する、主要な社会的・職業的環境や、福祉インスティテューションへのアクセスをどの程度拒否されているのかということ」である (Room, 1995: 7)。

社会的排除のもう一つの特徴は、動態的な過程として把握されるということである。貧困も剥奪も、静態的な状況、すなわち「ある時点での測定」という結果に焦点が当てられる (Barnes 2005: 15)。それに対して、社会的排除のコンセプトでは、焦点は資源の不足や関係性の欠如に至るまでの過程に当てられる。ワーカーらは、社会的排除とは、「社会において、ある人の社会的統合を決定づける社会的、経済的、政治的、あるいは文化的システムの何れかから、全体的にあるいは部分的に締め出される動態的な過程 (process)」であると論じている (Worker and Worker 1997: 8)。排除を過程として捉えるということには、単に一個人のレベルのみならず、しばしば世代を越えて排除が生じるということも含意されている。バラとラペールは、社会的排除の特徴を7点に整理しているが⁴、その中の一つとして「長期の課程」を挙げ、排除は、「ある人のケイパビリティ⁵と将来の機会を、ひいてはその人の子どもたちのケイパビリティと将来の機会を縮減する」と指摘している (Bhalla and Lapeyre =2005: 37)。

貧困や剥奪といった概念は、個人や世帯を分析の対象とするのに対し、社会的排除の概念は、コミュニティや、より広範な社会にまで分析の範囲を拡大している。社会的排除は、社会的なレベルでは「不適切な社会的結合あるいは統合を反映している。個人的なレベルでは、規範的に期待される社会的諸活動へ参画することや、有意義な社会的諸関係を築くことができないことを意味している」のである (Silver 2006: 411)。つまり、諸個人の状況だけではなく、排除を生み出す社会的な構造や、社会にとって排除が何をもたらす

のかといった事柄までも問題化するという点が、社会的排除の大きな特徴である。

社会的排除概念の特徴として、地理的な要素に注目している論者も見られる。マダニプールは、社会的排除とは、「多次元のプロセスであり、そのプロセスにおいて排除のさまざまな形態は絡み合って生じる。それは、決定することや政治のプロセスへの参画、雇用と物質的資源へのアクセス、そして共通の文化的プロセスへの統合である。それらは、絡み合って生じるときに、特定の地域における空間的な現れとして見出される排除の深刻な形態をつくるのである」と指摘し、排除はしばしば特定の人びとの地理的な分断を伴って表出すると指摘している (Madanipour 1998: 22)。

政策志向の概念であるということも、社会的排除の大きな特徴として挙げられる。これは、「福祉国家の危機」を論じる文脈においてこのタームが誕生した経緯に基づくものであり、社会政策の根本的な再設計が必要であることを要求するものである。バラとラペールは、「個人のレベルにおけるエンパワーメントの喪失と、社会のレベルにおける構造的な障害物の両方に対処しなければならない」と指摘している (Bhalla and Lapeyre =2005: 38)。

4. 福祉国家の変容

ヨーロッパにおける社会的排除への関心の高まりは、福祉国家の根本的な変化と表裏一体である。それは、「WelfareからWorkfareへ」という変化であり、積極的労働市場政策 (Active Labour Market Policy) の展開である。これは、「社会政策の構造の変化だけでなく、福祉国家の基盤そのもののパラダイムシフト」である (Ottman 2010: 29)。

一般的に、労働市場政策は、消極的労働市場政策と積極的労働市場政策に分類すること

ができる。消極的労働市場政策は、労働市場から排除された人びとの生活を保障するために失業給付をおこなう施策が典型であり、排除を事後的な給付によって克服しようとするものである。一方、積極的労働市場政策は、公共職業安定所や職業訓練施設等を利用し就職相談や職業訓練等を実施することにより、労働市場から排除された労働者を再び労働市場に戻すか、あるいは排除を未然に防ぐことを目的とした施策が典型であり、排除を労働市場への包摂によって克服しようとするものである。

1990年代末以降、それまで貧困研究が主流であったイギリスでも、社会的排除研究が進んで行われるようになり、政策領域においても社会的排除は注目されるようになった。1997年に英国首相に就任した労働党のトニー・ブレアは、「第三の道」を採用した。「第三の道」は、アンソニー・ギデンズの構想をモチーフとしており、それは、「福祉国家の代わりに、積極的福祉 (positive welfare) の社会という文脈で機能する社会投資国家 (social investment state)」の実現を目指すものである (Giddens = 1999 : 196-197)。

ブレア政権は、省庁横断的な「社会的排除ユニット (Social Exclusion Unit = SEU)」を設立し、近隣集団の再生、ホームレス、十代の妊娠、教育、訓練や雇用を受けていない若者、そして不登校や学校からの排除などの主要な問題に関する一連のレポートを発表した。さらに、2000年には、貧しいコミュニティにおける非営利および営利追求企業の民間投資を促進するために、「社会的投資対策本部」が設立された。ブレア政権は、労働市場への包摂を積極的にめざし、就労している低所得者層を優遇すると同時に、柔軟性に富んだ労働市場を構築するために、非正規労働者や低賃金労働者といった周辺労働市場を積極的に拡大した。

ブレア政権の政治理念には、福祉国家のコ

ンセプトの根本に関するいくつかの大きな変化がみられる。その中でも注目すべき事柄は、「権利と責任 (responsibility)」を強調したという点である。権利としての福祉を享受しようとするならば、責任を果たさなければならないというのである。例えばそれは、失業者が求職活動をしたり職業訓練を受けたりする責任であり、親が子どもを育てる責任であり、コミュニティが、子どもたちが犯罪に走りにくい環境をつくる責任である (小堀 2005 : 99-104)。

ドイツ連邦共和国も「第三の道 (Dritter Weg)」を採用した国家のひとつである。ドイツ社会民主党 (SPD) のゲアハルト・シュレーダーは、「新たな中道 (die neue Mitte)」を唱え、1998年に首相の座に就いた。シュレーダー政権は、「ハルトツ委員会報告」(2002年8月)に基づいて、「効率的な福祉国家 (leistungsfähiger Sozialstaat)」への移行を推し進めた。ハルトツ委員会報告の根底にあるのは、「ドイツの労働市場の低迷 (大量失業) は、失業者が失業手当 (保険金)、失業扶助、社会扶助⁶などの支給に甘んじ、自ら努力して労働市場に参入しないことに一因があるので、失業者を労働市場に参入させる目的達成のために、ある程度の制裁措置を伴う強制を行うが、労働市場に積極的に参入する失業者に対しては助成も約束し、このようなやり方で労働市場の改善を図ろうとする考え」であった (戸倉 2002 : 53)。つまり、労働市場からの排除の責任は、排除されている個々の人びと自身に帰されるものであり、福祉国家が基本としてきた権利としての給付は、怠惰な人びとを手助けすると考えられたのである。シュレーダーは、「大きな経済成長と高い賃金水準は、効率的な (leistungsfähige) 福祉国家、すなわち、社会的市場経済が良く機能することに不可欠である」と指摘した (Ottman 2010 : 26-29)。

シュレーダー政権の政策は、「Welfareか

ら Workfare へ」という潮流に位置付けられるものであり、経済のグローバル化に対応して柔軟な経済システムを作りあげて産業の国際競争力を強化しようとするEUの「リスボン戦略」に沿ったもの」である（佐々木 2010：19）。

オットマンは、こうした福祉国家の変容の背景には、ニューライト⁷の主張が多く取り入れられていると指摘している（Ottmann 2010：28）。その主張とは、第1に、公共の福祉の提供は、人びとが困難な状況におかれている間中、収入の保証を提供するので、市場の誘因を蝕んでいるという主張である。第2に、福祉国家は、民間投資を締め出し、経済的な損失を招くという主張である。第3に、福祉国家は、家族が崩壊するときに支援を提供するので、家族に対してネガティブな影響を有しているという主張である。第4の批判は、福祉国家の集会的供給が市場プロセスの役割を制限するので、福祉制度の官僚制は、個人の自由を減少させ、国家の権力を増大させるという主張である。第5に、課税と強制的な保険料によって基盤がつけられている福祉国家は、個人的財産の侵害と、「強制的なチャリティー」に寄与しない個々の納税者への直接的な抑圧を含むという主張である。

ニューライトによる福祉国家批判は、必ずしも一貫した理論体系を持っているわけではない。しかし、福祉国家の変容に大きな影響を及ぼしたことは確かである。それは、「国家による福祉供給を一義的には市場セクター、ついで家族やボランティアなどのインフォーマルセクターによる福祉供給に置き換えようとする」という変化と、「依存的な福祉文化を打破するために、福祉受給者や貧困層に対する道德教育や労働規律の強化を求めている」という変化である（伊藤 2002：35-36）。新しい福祉国家についての議論は、経済的なものが中心となり、社会的排除の克服のための政策については、労働市場への統

合の問題として論じられている。社会的排除の概念も、初期のものから大きく変化し、経済的な側面が強調されている。政策の重点は、ますます労働市場への人びとの「活性化（activation）」の必要性に置かれ、議論は、「労働」というタームによって支配されているのである（Ottmann 2010：28-29）。

5. ポストコロニアルな排除

5-1 排除の歴史的背景と日常的な現実

労働市場への包摂に主軸を置いたヨーロッパの社会政策に対しては、複数の批判がなされている。バラとラペールは、EUにおける社会的排除と闘う政策の特徴は、早期の介入によって長期失業を予防するとともに、雇用政策の中で「(市民を) 活性化する (activation)」政策の比重を高めることが追求されている点にあると分析している（Balla and Lapeyre = 2005：138）。その上で、彼らは、「(市民を) 活性化する (activation)」政策の問題点は、「社会的排除の個人的な次元と、社会への（再）統合過程に参加するという失業者や排除された人びとの義務とを強調しすぎている」ということであり、そのことは、「社会的排除の構造的要因をないがしろにし、長期失業者に烙印を押す一因となる。それというのも、長期失業者が（再）参入するには実際に構造的な障壁があるにもかかわらず、彼らがかかえている諸問題は彼ら自身のせいにされてしまうからである」と批判している（Balla and Lapeyre = 2005：139）。

排除の問題が個人化され、排除の責任が排除されている人びとに帰されることによって隠されてしまっている「社会的排除の構造的要因」のうちの一つは、ポストコロニアルな問題として指摘されている。オブライエンとペンナは、ヨーロッパにおける社会的排除と闘う政策は、ポスト構造主義学者とポストコロニアル学者たちによって、批判的に検討さ

れてきたと論じている (O'Brien and Penna 2008)。

労働市場や福祉国家のインスティテューションに疑問を投げかけるポストコロニアル批評家たちの議論を参照する際、オブライエンとペンナが真っ先に引き合いに出したのが、2005年10月27日から3週間にわたってフランス全土で続いた「暴動」(émeutes)という具体的な出来事である。この「暴動」は、パリ市北東郊外のクリシー・ス・ボワ(Clichy-sous-Bois)において、移民的背景を持つ2人の若者たちが、警察の追跡から逃れて入り込んだ変電所で感電死した事件への抗議がきっかけであった。2人の若者は、モリタリヤ系の15歳の少年と、チェンジア系の17歳の少年であった。この事件に抗議した人びとの「暴動」は、フランス全土を文字どおり燃え上がらせた。この「暴動」を、フランスのマスコミは、「民族的蜂起」として報じ、それは、「第一にはフランス的な同化『モデル』の失敗を、第二には西洋大都市圏の只中における『文明の衝突』の存在を、第三には、イスラーム世界からわれわれの世界に持ち込まれた、抗争もしくはテロのモデルの潜在的な力を意味している」と喧伝した (Brossat =2006 : 243)。

しかし、この事態は、移民的背景を持つ人びとに特有の民族問題として収斂できないものである。「暴動」について、コバヤシは、「日常の暴力は、不可視の社会的暴力の反映に過ぎない」と指摘している (コバヤシ 2006 : 21)。フランス政府や閣僚たちも、「今日の世界問題を個人や民族問題にすり替えようとして」いたが、背景にあるのは、移民差別の歴史と、移民的背景を持つ人びとが経験している日常的な排除の現実である (コバヤシ 2006 : 24)。

フランスでは1960年代から1970年代にかけて、戦後の高度経済成長の中で、安価な労働力が必要とされ、マグレブやポルトガル、ト

ルコ、マリなどからの移民が労働者として入国した。この安価な労働力こそが、福祉国家が前提としていた経済成長の基盤である。社会的排除は、「福祉国家の危機」が叫ばれる中で問題として論じられるようになったが、そもそも排除は福祉国家が前提としてきたものの中に深く根ざしたものである。

移民第一世代の人びとが「包摂」されていた労働市場とは、安価で流動性のある労働力として彼／彼女たちを搾取するものであった。その後、グローバリゼーションの進行による過当競争の中で、移民労働者たちが従業していた工場は、相次いで閉鎖され、その結果、彼／彼女たちは失業に追い込まれたが、人種差別によって再就職は困難を極めた (コバヤシ 2006 : 22)。フランスにおいて、移民第一世代の人びとが経験してきた歴史とは、必要なときには都合の良い労働力として労働市場に「包摂」され、不必要なときには残余として労働市場から簡単に「排除」されるという、まさに被植民的なものであった。

こうした移民差別の歴史は、現在においては、形を変えた日常的な排除の現実として経験されている。稲葉は、移民的背景を持つ第二世代以降の人びとは、移民第一世代の人びととは、「質の異なる社会的排除」を経験していると指摘している (稲葉 2008 : 50)。移民第一世代とは異なり、先の事件で犠牲となった若者たち自身はフランス生まれであり、出生地主義を取るフランスにおいて、国籍上は「フランス人」である。現在、1960年代と比較するならば、フランスの移民労働者の権利は大きく前進している。ムスリムが就業時間中に祈りの時間を設けることをはじめとした宗教的実践に関わる主張は認められ、就労と在留資格は切り離されるようになり、以前は「外国人」には認められていなかった結社の自由は保障されるようになった。しかし、彼／彼女たちは、肌の色や名前だけで差別され、恒常的に警察に尋問され、身分証の

提示や身体検査を強いられるという、「公的秩序の保護」を名目とした「日々の屈辱」を経験している (Badiou = 2006)。法制度をはじめとした形式的な排除の現実が終焉を迎えたとしても、移民的背景をもつ人びとは、日常的な排除の暴力にさらされているのである。

社会的排除と闘う政策において、労働市場が包摂の場として捉えられる中、移民的背景を持つ人びとが経験している排除は、複数の異なる次元のものである (コバヤシ 2006、稲葉 2008)。そのひとつは、労働市場からの排除である。先の事件で亡くなった少年たちが居住していたフランス郊外の若者の失業率は、40%にも上るといふ。労働市場への包摂をめざす政策では、そもそも特定の人びとの労働市場への参入を困難にしている社会構造的な要因が忘れ去られてしまっているのである。もうひとつの排除は、「労働市場への包摂」の結果としての排除である。失業した若者の多くは、職業訓練を受けている。しかし、能力を身につけたとしても、包摂される労働市場においては、能力に見合わない労働に従事する中で剥奪感に苛まれるか、あるいは、労働市場内部での差別的な扱いに甘んじるしかないのである。このように、労働市場にとりこまれているという形式的な次元においては包摂されながらも、別の次元においては非形式的な排除が生じているのである。

排除の現実には、新自由主義⁸による個人化の促進の結果でもある。以前は労働市場から排除されたとしても、家族、学校、宗教、軍隊、労働運動などへ統合されていた。しかし、もはやこうしたものは機能しなくなっており、自分自身しか頼るものがないというのが、フランスにおける移民的背景を持つ第二世代以降の人びとの現実である。

社会的排除は、「福祉国家の危機」が論じられる中で、新たな問題として指摘されてきた。しかし、社会的排除をポストコロニアル

な問題として考察するならば、それは全く新しいものとして生じたのではないということが明らかになる。社会的排除は、福祉国家が前提として来たものの中に深く埋め込まれたものであり、プロサが言うように、「西洋社会における内包的な疎外という形態の根深さ」である (Brossat=2006 : 241)。グローバル化が深化し、ポスト工業化社会への移行が進んだ今日では、排除は形を変えながら維持・再生産され続けている。フランスにおける「暴動」が示したのは、包摂の場とされた労働市場における排除の現実であり、「排除されたもの」として労働市場にとりこまれている人びとの存在である。排除と包摂は、二項対立的に分けられるものではなく複雑に入り組んでおり、その現実には、個人に焦点があてられる限り隠されてしまっているのである。

5-2 排除の文化

ヨーロッパでは、現在のところ、社会的排除は、新機能主義的なシステム理論の枠組みにおいて捉えられている。その枠組みにおいて、社会は、経済システム、政治システム、文化システム、コミュニティ・システムという独立しながらも相互に浸透したサブシステムによって構成されたものとして見られる。そして、「社会的排除は、それらのインスティテューションの内部の機能障害の結果として解釈され」、社会的排除と闘う政策は、「コアとなるインスティテューションの調整」として位置付けられているのである (O'Brien and Penna 2008 : 86)。

オブライエンとペナは、新機能主義的な理解とそれによって導かれた社会政策には、「理論上の妥当性と適用される実用性の根本を蝕むいくつもの根本的な問題がある」と指摘している (O'Brien and Penna 2008 : 87)。問題の中でも注目すべきものの一つは、「境界の定義」の問題である。システム理論は、

いかなる理由に基づいて、いかなる場所に、いかなる時に、いかなる者によって、統合システム（であると捉えられるもの）と、その外側との間の境界が設けられるのかという疑問を解決しない。それは、「なぜ、特定の慣習、アイデンティティ、価値、規範などが正当なものとしてされたりされなかったりするのか、なぜ、権利、職務、義務の編成が与えられることに、特定の地政学的な領域が統合され、他の領域は排除されるのか、なぜ、他の人びとが否定されたり阻害されたりしているインスティテューションの中で、ある信条は確立されるのかという」疑問である（O'Brien and Penna 2008 : 87）。

問題のもう一つは、「境界の定義」の問題の背景にある、「社会的排除の政治的ダイナミズムの問題」である。システム理論における各々のカテゴリーは、オーダー／ディスオーダー、進歩／非進歩、合理／不合理、市民／外国人、包摂／排除というように、二項対立的な「他の」カテゴリーの生成を前提としている（O'Brien and Penna 2008 : 87－88）。オブライエンとペナは、何が・誰が「他の」カテゴリーの側であるのかは、現代社会の歴史的な軌跡の中に位置付けられるものであり、「それらは文化的に特徴的であり、特有の（というよりは、普遍的な）文化的・政治的な諸経験に関係している」ということが、バーバ、ゴールドバーク、スピヴァクなどといったポストコロニアル学者たちの研究によって、明らかにされてきたと述べている（O'Brien and Penna 2008 : 87）。

社会的排除を生み出す文化とは、福祉国家のインスティテューションのなかに歴史を通じて埋め込まれてきたものであり、社会的排除と闘う政策において包摂の場として捉えられている労働市場のなかに強固に存在するものである。しかし、社会的排除が、「福祉国家の危機」という文脈の中で語られ、システム内部の機能不全として語られる限りにおい

て、社会的排除と闘う政策の焦点は、原因ではなく結果にあてられる。それは、ポストコロニアルな問題として生起している社会的排除を結果的に隠蔽すると同時に、排除を強化するものである。ゆえに、包摂の場として論じられている労働市場や福祉国家と社会的排除の関係に対しては、ポストコロニアリズムの視座からは、次のような見方が提示されるのである。

ジェンダー、人種、階級、植民地主義の問題が、政治的・経済的サブシステムのインスティテューションに適用されるとき、これらのインスティテューションは、文化的・歴史的なアイデンティティ、身分、期待に満たされているということが明らかになる。排除は、システムの機能不全としてではなく、排除の問題を解決する手段として提供されているインスティテューション(労働市場や福祉国家)という織物に織り込まれたものとして論じることができる。

(O'Brien and Penna 2008 : 89)

先に、ポストコロニアリズムとは、植民地主義を過ぎ去ったものとしてではなく、形を変えて再生産され続けているものとして捉えると述べたが、この視座から見れば、排除は、移民的背景を持つ人びとのみに生じている問題ではないものとして浮き彫りになってくる。ヤングは、米国のクリントン政権やイギリスのブレア政権がとってきた政策は、「本来の包摂からはほど遠く、たんに社会的排除の境界線を引きなおしただけにすぎない」と指摘している（Young = 2007 : 471）。帝国主義的姿勢は、移民的背景を持つ人びと以外にも向けられている。雇用の流動化は、必要のあるときには労働市場に包摂し、不必要な時には排除するというものである。そして、労働市場に包摂されていたとしても、そこは排除の文化が埋め込まれた場である。移

民的背景をもつ人びとが経験してきた（している）ものと類似の現実が、日常的に他の人びとによっても経験されているのである。

それゆえ、労働市場への包摂が達成されれば、排除が克服されたとは、単純に言うことはできない。ヤングは、剥奪感に苛まれている人びとの多くは、包摂の場として位置づけられた労働市場の内部の人びとであると論じている（Young =2008 : 60）。なおかつ移民的背景を持つ人びとは、包摂であると考えられている場の「内側」と「外側」を常に行き来しており、その境界は曖昧である。新たな「植民地」は地理的制約を受けずに、いたるところに存在しているのである。

6. おわりに

今日、ヨーロッパにおける社会的排除概念は、経済的な側面を強調するものへと変化してきており、社会的排除と闘う政策においては、労働市場が包摂の場として第一義的にとらえられている。社会的排除は、新機能主義的なシステム理論の枠組みの中でとらえられることにより、原因ではなく結果に焦点が当てられ、排除を生み出す構造は隠されてしまっている。しかし、グローバリゼーションの進行と植民地主義的な歴史的遺物のいずれも、ヨーロッパにおける社会的排除を生み出す構造として無視できないものであり、労働市場と福祉国家のインスティテューションの中には、排除を生み出す文化が埋め込まれている。排除は包摂と明確に分けられるものではなく、特定の人びとが、「排除されたもの」として包摂されている。

本稿で検討してきた議論から得られる知見とは、以下の二つにまとめられる。

第1に、社会的排除を生み出す文化へ注目することの必要性である。労働市場への包摂を目指す政策においては、排除されている個人に焦点が当てられ、形式的な排除が強調さ

れがちである。しかし、結果としてある人びとが排除されることの背景には、排除を生み出す文化が存在しており、社会的排除を構造的な問題として捉える必要がある。

第2に、移民的背景を持つ人びとの排除を、エスニシティや民族の問題としてではなく、歴史的な背景と福祉国家の現代的な特徴の両方において捉えることの必要性である。排除を、排除されている人びとの文化に注目して論じる限り、排除の構造的な要因は見えなくなると同時に、排除の責任は排除されている人びとに帰されてしまう。また、植民地主義の歴史はそのまま継続しているわけではなく、形を変えてポストコロニアルなものとして再生産されているものとして捉える必要がある。

近年、日本においても、社会的排除（Social exclusion）というタームが、社会福祉の研究及び政策において注目されるようになってきている。フランスの「暴動」については、日本でも複数の議論が起こり、少なくない数の特集も組まれた。しかし、日本の植民地主義に言及したものは、決して多くはなかった。そうした中、作家の梁石日は、「フランスの暴動は他人ごとではない」と題して、短いエッセイを寄せ、「日本はフランスの暴動を他人ごとのように受け止めている」と批判している（梁 2006 : 70）。在日朝鮮人の梁は、フランスの「暴動」は、「私にとって」他人事ではないという。だが、ヨーロッパにおける社会的排除をポストコロニアルな問題として見ることで明らかになったように、排除は排除を生み出す社会の側の問題である。梁の「私にとって」という言葉こそが、そのように語らせている日本社会に排除の文化が存していることの表れではないであろうか。ヨーロッパにおける社会的排除をめぐるポストコロニアルな議論を手掛かりに、日本の社会的排除を読み解き、その克服の方法を提示することが今後の課題である。

注

- ¹ 「福祉国家の危機」とは、1981年にOECDが発表した報告書のタイトルである。
- ² 『人権用語辞典』（ビクター 2001：299）において、ゼノフォビア（Xenophobia）とは「外国人に対する恐怖感、外国人は犯罪を行う、職を奪う、社会の文化や言葉や政治構造を変え、あるいは国家にとって経済的な重荷になって、国家や文化や支配民族集団に危害を与えると、既存の住民が信じるために生じることが多い」と述べられている。
- ³ 表中の「生存のために必要な最低限のニーズ」は“Physical needs”の、「標準的な生活のために必要なニーズ」は“Material needs”の意識である。
- ⁴ バラとラペールが整理した社会的排除の特徴とは、①多次的なアプローチ、②失業と不安定さがもたらす諸々の帰結、③質的な次元、④長期の課程、⑤ダイナミックな過程、⑥相対的な概念である（Bhalla and Lapeyre 2004：35-38）。
- ⁵ ケイバビリティ（Capabilities）とは、個人が有意義な「機能作用（functionings）」、あるいは、「存在の状態（states of being）」に達する機会のことである（Sen =1999：59-60）。
- ⁶ 戸倉は、文中に記したドイツ連邦共和国の諸制度に関して、「失業手当（保険金）は、失業保険に基づいて支給され（最高32カ月まで）、失業扶助は、失業手当の受給期間の後でも、困窮している失業者に税を財源とする連邦政府の負担で支給され、期間制限は存在しない。社会扶助は、これとは別に社会福祉制度の基本となるもので、生計費を扶助する生活扶助（失業もその原因に入る）と特別な生活状態に対する特別扶助（更正扶助、家族計画扶助、老齢扶助等がある）に分かれる」と脚注を付している（戸倉 2002：59）。
- ⁷ ギャンブル（Gamble, Andrew）は、ニューライトとは、「より自由でより開放的でより競争的な経済を主張する自由主義の傾向と、社会全体での政治的社会的権威の回復に、より強い関心をもっている保守的傾向」であると定義づけ、「もしニューライトが統一性を持ち、以前の『右翼』から区別するに値するならば、ニューライトを際立たせるものは、自由経済の伝統的自由主義的擁護と国家権威の伝統的保守的擁護の結合である」と述べている

（Gamble =1990：49）。

- ⁸ 日本においては、ニューライト、新自由主義、新保守主義が同義の言葉として用いられることが少なくないが、それらは区別されるものであるというのが筆者の考えである。例えば、新自由主義と新保守主義は、ともにニューライトの中の主要な潮流のひとつであるが、前者が批判対象としたのは、「福祉国家に代表される現代の介入主義国家」であり、後者が批判対象としたのは、「戦後の寛容な社会」であるという二宮の議論が参考となる（二宮 2010：17）。

文献

- Andersen, Gøsta Esping (1996) *Welfare States in Transition: National Adaptations in Global Economies*, Sage. (=2003、埋橋孝文監訳『転換期の福祉国家：グローバル経済下の適応戦略』早稲田大学出版部。)
- Badiou, Alain (2005) '*L'Humiliation ordinaire*' *Le Monde*. (=2006、丸山真幸訳「日々の屈辱」『現代思想』vol.34-3：pp. 28-32青土社。)
- Barnes, M. (2005) *Social Exclusion in Great Britain: An Empirical Investigation And Comparison With The EU*, Ashgate Pub Co.
- Baylis, J., and S. Smith eds (2001) *The Globalization of World Politics: An Introduction to International Relations*, second ed., Oxford University Press.
- Bhalla, Ajit S. and Lapeyre, Frédéric (2004) *Poverty and exclusion in a global World, Second, Revised Edition*, Palgrave Macmillan, Basingstoke. (=2005、福原宏幸・中村健吾訳『グローバル化と社会的排除：貧困と社会問題への新しいアプローチ』昭和堂。)
- Brossat, Alain (2006) *France : Qui sème le vent, récolte la tempête*. (=2006、橋本一徑訳「フランス 暴動の真相：誰が火を放ったのか」『世界』No.749：241-246岩波書店。)
- European Commission (1989) *The Fight Against Poverty: Social Europe Supplement*, Luxembourg: Office for Official Publications of the EC.
- European Commission (1992) *Towards a Europe of Solidarity: Intensifying the Fight against Social Exclusion*.
- 福原宏幸 (2007) 「社会的排除／包摂論の現在と

- 展望」福原宏幸編著『社会的排除／包摂と福祉政策』pp. 11-39法律文化社。
- Gamble, Andrew (1988) *The Free Economy and the Strong State*, Macmillan. (=1990、小笠原欣幸訳『自由経済と強い国家』みすず書房。)
- Giddens, Anthony (1998) *The Third Way: The Renewal of Social Democracy*, Polity Press. (= 1999 佐和隆光訳『第三の道：効率と公正の新たな同盟』日本経済新聞社。)
- Giddens, Anthony (2000) *The Third Way and its Critics*, Polity Press. (= 2003、今枝法之・干川剛史訳『第三の道とその批判』晃洋書房。)
- Hardt, M. and A. Negri (2004) *Multitude: War and Democracy in the Age of Empire*, London: Penguin Books. (=2005、幾島幸子訳『マルチチュード<帝国>時代の戦争と民主主義 (上) (下)』日本放送出版協会。)
- 稲葉奈々子 (2008)「置き去りにされた若者たち：フランスにおける移民と社会的排除」『飛礫』No.58：48-59つぶて書房。
- 伊藤周平 (2002)『「構造改革」と社会保障：介護保険から医療制度改革へ』萌文社。
- 岩田正美 (2008)『社会的排除：参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣。
- コバヤシ・コリン (2006)「フランス郊外叛乱の震源」『現代思想』vol.34-3：pp. 20-24青土社。
- 小堀眞裕 (2005)『サッチャリズムとブレア政治：コンセンサスの変容、帰省国家の強まり、そして新しい左右軸』晃洋書房。
- 小玉徹・中村健吾・都留民子・平川茂 (2003)『欧米のホームレス問題 (上)：実態と政策』法律文化社。
- Madanipour, Ali (1998) 'Social Exclusion and Space', Ali Madanipour, Göran Cars and Judith Allen (eds), *Social Exclusion in European Cities :Processes, Experiences and Responses*, Jessica Kingsley : pp. 75-94.
- 二宮元 (2010)『イギリスのニューライト：新自由主義と新保守主義』一橋大学。
- O'Brien and Penne (2008) 'Social exclusion in Europe: some conceptual issues' *International Journal of Social Welfare*, 17 (1), 84-92, Blackwell Publishing Ltd and International Journal of Social Welfare.
- Ottmann, Juliane (2010) 'Social Exclusion in the Welfare State: The Implications of Welfare Reforms for Social Solidarity and Social Citizenship' *Distinktion: Scandinavian Journal of Social Theory*, vol11-1: 23-37, Taylor & Francis.
- Room, G. (1995) Poverty and Social Exclusion: the new European agenda for policy and research. In: Room G, ed. *Beyond The Threshold. The measurement and analysis of social exclusion*. Bristol, The Policy Press.
- 佐々木昇 (2010)「ドイツの雇用問題と「ハルツ」改革」『福岡大学商学論叢』No.54：pp. 191-210。
- Sen, A. K. (1992) *Inequality Reexamined*, Oxford University Press. (=1999、池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討：潜在能力と自由』岩波書店。)
- Silver, Hilary (1994) 'Social Exclusion and Social Solidarity: Three paradigms', *International Labour Review*, 133 (5-6) : 531-78.
- 戸倉裕二 (2002)「シュレーダー政権の課題：ハルツ委員会答申と労働市場改革」『海外労働時報』NO. 26 (12) : pp. 50-59。
- 鶴飼哲 (1998)「ポストコロニアリズム」複数文化研究会編『〈複数文化〉のために：ストコロニアリズムとクレオール性の現在』pp. 39-48 人文書院。
- ビクター・コンデ H. (2001)『人権擁護辞典』明石書店。
- Walker, Alan and Carol Walker (eds) (1997) *Britain Divided: The Growth of Social Exclusion in the 1980s. and 1990s*, London: Child Poverty Action Group.
- 梁石日 (2006)「フランス暴動は他人ごとではない」『現在思想』vol.34-3：pp. 68-70青土社。
- Young, Jock (1999) *The Exclusive Society : Social Exclusion, Crime and Difference in Late Modernity*, SAGE Publications, London. (= 2007、青木秀男・伊藤泰郎・騎士政彦・村澤真保呂訳『排除型社会：後期近代における犯罪・雇用・差異』洛北出版。)
- Young, Jock (2007) *The Vertigo of Late Modernity*, SAGE Publications, London. (= 2008、木下ちがや・中村好孝・丸山真央訳『後期近代の眩暈：排除から過剰包摂へ』青土社。)

